

福島県最低賃金

特定最低賃金

下記の業種で働く方に適用されます。(金額は時間額)

自動車小売業

〈二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。〉

令和5年12月2日発効

960円 38円 UP

非鉄金属製造業

令和5年12月20日発効

945円 33円 UP

輸送用機械器具製造業

令和5年12月28日発効

954円 38円 UP

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量
機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、
眼鏡製造業

令和6年1月12日発効

928円 39円 UP

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

令和5年10月1日から

900円

上記の特定最低賃金(880円)は令和5年度は改定されなため、この額を上回る「福島県最低賃金(900円)」が適用されます。

上記の業種であっても、下に掲げる者については、福島県最低賃金(900円)が適用されます。

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

900円

時間額 令和5年10月1日発効
※パートやアルバイトにも適用されます。



中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金

業務改善助成金

検索



厚生労働省

福島労働局

最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局賃金室 ☎ 024-536-4604
又は最寄りの労働基準監督署へ